

医薬品販売業許可更新申請（店舗販売業・配置販売業（新法）・卸売販売業）

<p>対 象</p>	<p>店舗販売業、配置販売業、卸売販売業を許可の有効期間後も引き続き行う場合は、有効期間満了の1ヶ月前までに申請を行って下さい。</p> <p>（ただし、奈良市内の店舗販売業は、奈良県の許可対象外のため、受付できません。 奈良市保健所 保健衛生課（電話：0742 - 93 - 8395）に手続きをお尋ね下さい。）</p>
<p>注 意 事 項</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請手数料(11,000円)は、申請書提出時に奈良県収入証紙で納付して下さい。</li> <li>2 手続きは郵送でも承っております。</li> <li>3 更新後の許可証は、申請書類に不備がなければ、受付から7日後の午後に交付します。交付日以降でご都合の良い日に、認め印をお持ちの上、ご来庁下さい。 ※許可証の郵送をご希望の場合は、返信用切手440円分（簡易書留）を貼付した、角2サイズの封筒を提出して下さい。</li> <li>4 許可期限満了後の医薬品販売は医薬品医療機器等法違反です。また期限後の申請は、既存店舗であっても新規申請となります。</li> <li>5 更新しない場合は、許可期限後30日以内に廃止届を提出して下さい。</li> </ol> <p>※申請書の申請者の欠格条項の（6）欄に該当するおそれがある者については、当該申請者に係る精神の機能の障害に関する医師の診断書の提出が必要です。（発行後、3ヶ月以内のものを提出して下さい。）</p>
<p>提 出 書 類</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医薬品販売業許可更新申請書 <span style="float: right;">【様式第78】</span></li> <li>2 現有の許可証 ※許可証を紛失した場合は、同時に許可証再交付申請(手数料2,900円)が必要です。</li> </ol>
<p>担 当</p>	<p>奈良県薬務課薬事係 奈良市登大路町30 【 電話：0742-27-8670、FAX：0742-27-3029 】 【 担当者不在の場合もありますので、ご来庁の際は事前に電話予約をお願いします。】</p>